

令和8年度

奈良市地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金公募要領

《事業所向け》

目 次

	ページ
1 事業の趣旨・目的	1
2 補助対象者	2
3 補助事業等	2
4 補助対象経費	4
5 補助事業期間	6
6 補助金の交付申請	6
7 申請の取下げ	9
8 補助事業の変更等	9
9 実績報告	9
10 補助金の請求	11
11 補助を受けた設備等の維持管理	11
12 財産処分の制限	11
13 収益納付	12
14 書類の整備等	12
15 状況報告・検査等	12
16 補助金交付手続きのフロー	13
17 公募受付期間・提出方法について	14

1 事業の趣旨・目的

奈良市は、市域内の温室効果ガス排出量を2030年度までに2013年度比で50%削減、2050年までに実質ゼロ（脱炭素）とすることを目指しています。

特に温室効果ガス排出量の約25%を占める民生業務部門の対策は欠かせないものとなっていることから、本市を特徴づけ重要な産業である観光関連事業者をはじめとする市内事業者に対し、再生可能エネルギー利用機器の導入を支援するため、補助金を交付します。

なお、本事業は環境省の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）を活用し、採択された本市の事業計画により実施します。

2 補助対象者

補助金の交付を受けることができる方は、次のいずれかに該当する方であり、「3 補助事業等」の各項目に掲げる補助事業等を実施することができる能力を有することが条件となっています。

- (1) 本市内で事業を営む民間事業者（法人に限る。）
- (2) P P A事業者又はリース事業者

なお、以下のいずれかに該当する場合は補助対象者となりません。

- (ア) 宗教的活動や政治活動を主たる目的とする団体であること。
- (イ) 市税を滞納していること。
- (ウ) その他補助金の適正な執行ができないと認められる特段の理由があること。
- (エ) 本補助金を申請しようとする建物について、既に本補助金の交付を受けていること。

3 補助事業等

補助事業等の補助対象設備等、補助対象施設、交付要件及び補助金の額（補助率）は、表1のとおりとします。ただし、他の法令等により、国、県、市から補助金を受けて実施する事業は対象となりません。

表1 補助対象設備等

太陽光発電設備（自家消費型）※P P A、リースによる設置を含む

※P P A：エネルギーサービスプロバイダ等が設置した再エネ発電設備で発電した電気を、需要家が電気と環境価値が紐付いた状態で調達し消費する契約形態

補助対象施設	事業所（工場、事業場、店舗、事務所の用に供する市内に存する建築物その他これらに類するもの）
交付要件	<p>a 本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐付く環境価値を需要家に帰属させるものであること。</p> <p>b 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく固定価格買取制度（以下「FIT」という。）の認定又は FIP(Feed in Premium)制度の認定を取得しないこと。</p> <p>c 電気事業法第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。</p> <p>d 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）及び「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること（ただし、専らFITの認定を受けた者に対するものを除く。）。 特に、次の (a) ～ (1) をすべて遵守していることを確認すること。 (a) 地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、</p>

地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。

- (b) 関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。
- (c) 防災、環境保全、景観保全を考慮し交付対象設備の設計を行うよう努めること。
- (d) 一の場所において、設備を複数の設備に分割したものでないこと。詳細は「再生可能エネルギー発電事業計画における再生可能エネルギー発電設備の設置場所について」（資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課再生可能エネルギー推進室）を参照のこと。
- (e) 20kW 以上の太陽光発電設備の場合、発電設備を囲う柵塀を設置するとともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識（交付対象事業者の名称・代表者氏名・住所・連絡先電話番号、保守点検責任者の名称・氏名・住所・連絡先電話番号、運転開始年月日、及び「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」により設置した旨を記載したもの）を掲示すること。
- (f) 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。
- (g) 設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。
- (h) 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。
- (i) 防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。
- (j) 交付対象設備を処分する際は、関係法令の規定を遵守すること。
- (k) 10kW 以上の太陽光発電設備の場合、交付対象設備の解体・撤去等に係る廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」（資源エネルギー庁）を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。
- (l) 10kW 以上の太陽光発電設備の場合、災害等による撤去及び処分に備えた火災保険や地震保険、第三者賠償保険等に加入するよう努めること。

e PPA の場合、PPA 事業者（需要家に対して PPA により電気を供給する事業者。以下同じ。）に対して補助金が交付された上で、補助金額相当分がサービス料金から控除されるものであること（PPA 事業者が本事業により導入する再エネ発電設備と同一都道府県内に本社を有する企業の場合は、控除額を補助金額相当分の 4/5 とすることができる。）。サービス料金から補助金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。

f リース契約の場合、リース事業者に対して補助金が交付された上で、補助金額相当分がリース料金から控除されるものであること。リース料金から補助金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間

	<p>満了まで継続的に使用することを担保すること。</p> <p>g 次の (a) ~ (b) のいずれかを満たすこと</p> <p>(a) 当該事業において再エネ電力の供給を受ける需要家の敷地内に本事業により導入する再エネ発電設備で発電する電力量の 50%以上を当該需要家が消費すること。</p> <p>(b) 需要家の敷地外に本事業により導入する再エネ発電設備で発電する電力を、自営線により当該需要家に供給して消費すること。</p>
補助金の額 (補助率)	<p>①太陽光発電設備容量 1kW あたりの補助金の対象となる経費（消費税等仕入控除税額を含む）が、23万円以上の場合 10万円×太陽光発電設備容量※1（kW）</p> <p>②太陽光発電設備容量 1kW あたりの補助金の対象となる経費（消費税等仕入控除税額を含む）が、23万円未満の場合 10万円×A／23万円×太陽光発電設備容量※1（kW） A＝太陽光発電設備容量 1kW あたりの補助金の対象となる経費（消費税等仕入控除税額を含む（1円未満切り捨て））</p> <p>※1 <u>太陽電池モジュールの JIS 等に基づく公称最大出力の合計値とパワーコンディショナーの定格出力の合計値の低い方を kW 単位で小数点以下を切り捨てた値。</u></p> <p>※上記計算式（①又は②）により算出した補助金の額に、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</p>

4 補助対象経費

補助金の対象となる経費は、表 2 のとおりです。

表 2 補助対象経費

区分	費目	細分	内容
工事費	本工事費 (直接工事費)	材料費	<p>事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。</p> <p>この材料単価は、建設物価（建設物価調査会編）、積算資料（経済調査会編）等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。</p>
		労務費	<p>本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。</p> <p>この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の 2 省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を参考として、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。</p>

		直接経費	<p>事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。</p> <p>①特許権使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用）</p> <p>②水道、光熱、電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料）</p> <p>③機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。））</p> <p>④負担金（事業を行うために必要な経費を契約、協定等に基づき負担する経費、系統を用いて供給する事業の場合は送配電事業者の有する系統への電源線、遮断機、計量器、系統設備に対する工事費負担金（1.35万円/kWを上限とする。））</p>
	(間接工事費)	共通仮設費	<p>事業を行うために直接必要な現場経費であって、次の費用をいう。</p> <p>①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用</p> <p>②準備、後片付け整地等に要する費用</p> <p>③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用</p> <p>④技術管理に要する費用</p> <p>⑤交通の管理、安全施設に要する費用</p>
		現場管理費	<p>事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。</p>
		一般管理費	<p>事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。</p>
	付帯工事費		<p>本工事費に付随する直接必要な工事（交付要件に定める柵塀に係る工事を含む。）に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。</p>
	機械器具費		<p>事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。</p>
	測量及び試験費		<p>事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。</p>
設備費	設備費		<p>事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費をいう。</p>
業務費	業務費		<p>事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等に係る調査、設計、製作、試験及び検証に要する経費をいう。</p> <p>PPA契約やリース契約等により実施される場合、事業を行うために直接必要な需用費、役務費、</p>

			委託料、使用料及び賃借料を含むものとする。
事務費	事務費		事業を行うために直接必要な事務に要する社会保険料、賃金、諸謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料、消耗品費及び備品購入費をいう。

※ 補助対象設備を設置するに当たって既存の設備等を撤去・処分する費用は、補助対象外となります。

※ 設備の稼働に直接関係しないモニターは補助対象外となりますが、自家消費率の把握等の設備稼働に当たって使用するモニターは、必要最小限度の範囲で補助対象となり得ます。

5 補助事業期間

補助事業年度は令和8年度とし、補助事業等の期間は交付決定の日から令和9年2月末日までとします。

6 補助金の交付申請

補助金の交付を受けようとする方は、補助金等交付申請書(第1号様式。以下「交付申請書」という。)に表3に掲げる書類を添えて提出してください。なお、申請書(第1号様式)の経費所要額には税抜きの金額を記入してください。

表3 交付申請時の提出書類

<p>(1) 第1号様式別紙1(事業所用)補助金等交付申請書付属資料(事業計画・収支予算等)</p> <p>(2) 法人登記現在事項全部証明書(コピー可。発行日から3箇月以内のもの)</p> <p>(3) 建築確認済証の写し</p> <p>(4) 補助対象設備に係る仕様書又はカタログで以下の事項が分かるもの 太陽光発電設備：太陽光パネル1モジュールあたりの発電出力及びパワーコンディショナー1基あたりの定格出力の分かるもの</p> <p>(5) 景観法に基づく受理書の写し、風致地区条例等による許可書の写し ※規制地区については、「奈良市地図情報公開サイト」でご確認いただくことができます。 「奈良市地図情報公開サイト・都市計画の検索・印刷」URL https://www.city.nara.lg.jp/soshiki/111/7260.html ※景観法に基づく届出、風致地区条例等の許可が必要かどうかの確認は 奈良市都市整備部 都市計画課 0742-34-5209(景観係)へ</p> <p>(6) 補助事業等に要する費用の内訳が記載された見積書の写し</p> <p>(7) 事業実施予定箇所の現況写真(事業実施予定箇所が確認できるように、空撮又は地上で2方向以上から撮影したもの。地図サービス等の衛星写真の引用は不可。)</p> <p>(8) 補助対象設備を設置する施設に係る不動産登記事項証明書の写し、及び不動産登記事項証明書の所在欄等の記載事項と当該施設の所在表示が異なる場合は、同一の施設であることを示す書類</p>
--

- (9) 補助対象設備の設置図（平面図、機器配置図、システム系統図及び単線結線図等。補助対象の設備及び補助対象外の設備が判別できること。）又はこれに代わるもの
- (10) 予定工程表（補助対象設備の発注予定日、工事期間、支払予定日が判別できること。）
- (11) 申請者、対象設備使用者及び設置場所所有者が同一でない場合は、奈良市地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金共同申請同意書（第1号様式別紙2）
- (12) 市税納付状況調査及び暴力団等の排除に関する同意書（第1号様式別紙3、補助対象施設の管理者又は占有者が所有者と異なる場合は、管理者又は占有者及び所有者のものを含む。）
- (13) その他市長が必要と認めるもの

- ✓ 提出された交付申請の申請総額が予算額に達した時点で、受付を終了するものとします。
- ✓ 補助金の額は、交付申請書を提出した時点の補助金予算残額（予算額から、すでに提出された交付申請の申請総額を減じた額をいう。以下同じ。）を超えないものとします。なお、複数の交付申請書が同時に提出された場合で、それらの交付申請額の合計額がその時点での補助金予算残額を超える場合は、補助金予算残額に申請額の比率（各交付申請額をそれらの交付申請額の合計で除した率）を乗じて得た額を超えないものとします。
- ✓ 補助対象設備等の発注、設置及び工事は、交付決定の後でなければ着手できません
- ✓ 事業着手した日とは、補助対象設備等の調達や設置に係る契約日又は工事着工日のうち最も早い日付とします。
- ✓ 交付申請時点で事業が完了している（設置工事が完了し、支払いまで完了している）場合は補助対象となりません。

□ 補助金の交付決定等の通知

市長は、補助金の交付申請があったときは、その内容を審査するとともに、必要に応じて調査を行い、交付することを決定したときは、条件を付して補助金等交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知します。

✓ 交付の条件

交付決定に際して付す交付の条件は表4のとおりです。

表4 補助金交付の条件

- (1) 補助事業等の内容、経費の配分の変更（市長が定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金

等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、その他の法令及び関連通知の規定を順守すること。

- (5) 補助事業等を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならないこと。ただし、交付対象事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- (6) 補助金の交付を受けた補助対象設備について、補助事業等の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、効率的な運用を図らなければならない。
- (7) 補助事業等の完了の日の属する年度の翌年度から起算して、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して環境大臣が別に定める期間が経過する前において補助金の交付を受けた補助対象設備を処分しようとするときは、近畿地方環境事務所長の承認を受けた後、市長の承認を受けること。
- (8) 補助事業等が完了した日から起算して1箇月を経過した日又は補助事業等が完了した年度の2月末日のいずれか早い日までに、実績報告書を提出しなければならない。
- (9) 市長は、必要があると認めるときは、補助事業等に関し報告を求め、検査し又は指示することができる。その場合は遅滞なく対応するものとする。
- (10) 市長は、補助事業等の全部又は一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - ① 市長の処分若しくは指示に従わない場合
 - ② 補助金を補助事業等以外の用途に使用した場合
 - ③ 補助事業等に関して不正、怠慢、その他不適當な行為をした場合
 - ④ ①～③のほか、補助事業等に関して補助金等の交付の決定又はこれに付した条件に違反したとき
 - ⑤ 天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により、補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合その他の理由により補助事業等を遂行することができない場合（補助対象者の責に帰すべき事情による場合を除く。）
- (11) 補助事業等の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間、補助事業等に係る収支等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収支等についての証拠書類を整理し、保管しなければならない。

- ✓ 市長は、補助金等を交付することが不適當と認めたときは、速やかにその旨を申請者に通知するものとします。
- ✓ 市長は、申請者が次の項目に該当するときは、補助金等を交付することができません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不適當な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

- (3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

7 申請の取下げ

補助金等を交付することが不相当との通知を受けた場合、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から起算して15日以内に文書をもって申請の取下げをすることができます。

なお、申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定は、なかったものとみなされます。

8 補助事業の変更等

補助金交付の決定を受けた方（以下「補助事業者等」という。）は、補助事業等の内容等の変更をしようとするとき又は補助事業等の中止若しくは廃止をしようとするときは、直ちに補助事業等変更・中止（廃止）承認申請書（第3号様式）を提出し、その承認を受けてください。なお、補助事業等の内容等を変更する場合は事前に変更申請を行い市から承認を受ける必要があります。市からの承認前に、変更後の内容で事業を実施することはできませんのでご注意ください。

表5 補助事業の変更等承認申請時の提出書類

(1) 【第3号様式】補助事業等変更・中止（廃止）承認申請書
(2) 変更内容が分かる書類
例：変更後の見積書（事業費に変更がある場合）

□ 変更等の承認

市長は、変更・中止（廃止）の申請があったときは、その内容を審査し、当該変更等を承認するか否かを決定し補助事業者等に通知します。

9 実績報告

補助事業者等は、補助事業等が完了した日（補助対象設備設置工事の完了日又は代金支払完了日のいずれか遅い日）から起算して1箇月を経過した日又は令和9年2月末日のいずれか早い日までに、補助事業等実績報告書（第4号様式）に表6に掲げる書類を添えて提出する必要があります。

表6 実績報告時の提出書類

(1) 第4号様式別紙1（事業報告・収支決算等）
(2) 第4号様式別紙2（(4)で提出する書類の内容と整合させること）
(3) 補助対象設備等設置工事契約書等の写し
(4) 補助事業等に係る支出を証する書類の写し。補助事業等に係る経費の内訳が明記されていない場合は、補助事業等に係る経費の内訳書類又はこれに代わるもの

- (5) 設置した補助対象設備等の規格、仕様等が分かる書類の写し（例：メーカー等が発行する保証書、納品書、出荷証明書及びカタログ等）
- (6) 補助対象設備等の実際の設置図（平面図、機器配置図、システム系統図及び単線結線図等）
※補助対象の設備及び補助対象外の設備が判別できるようにすること
- (7-1) 設置後のカラー写真（全景）：表 3(7)で提出する写真と比較して設備設置の前後が分かるもの
- (7-2) 設置後のカラー写真（銘板等）：(4)で提出する書類に記載された設備と同一の設備が設置されているかを確認できるもの
- (7-3) 設置後のカラー写真（各設備）：太陽光パネルやパワーコンディショナーだけでなく、計測装置やモニター等も含めて本補助金を用いて導入する設備が分かるもの（配線の取り回しも含む）
- (8) FIT、FIP の認定を受けていないことが分かる書類（系統連系申込書の写し等）
- (9) PPA の場合、サービス料金から補助金額相当分が控除されていることが分かる書類。また、本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類
- (10) リース契約の場合、リース料金から補助金額相当分が控除されていることが分かる書類。また、本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類
- (11) その他市長が必要と認める書類

□ 補助金の額の確定

市長は、補助事業者等から実績報告を受けたときは、当該報告書等を審査するとともに、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業等の成果が補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合するものであると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者等に補助金等確定通知書（第 5 号様式）により通知するものとします。

✓ 是正のための措置

市長は、実績報告の審査又は現地調査等の結果、補助事業等の成果が補助金等の交付の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めたときは、当該補助事業等について、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者等に命ずることがあります。

10 補助金の請求

補助金の額の確定通知を受けた補助事業者等は、補助金等交付請求書（第6号様式）により補助金を請求するものとします。

補助金は、補助金等確定通知書により通知した額を交付します。

✓ 手続の委任について

補助事業等の手続のうち、交付申請、申請取下、変更・中止（廃止）承認申請、実績報告及び補助金請求の手続については工事業者等代理人に委任することができます。

✓ 補助金等の返還について

交付決定に際して付した交付条件(10)により、交付の決定の全部又は一部を取り消された場合は、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、補助事業者等に対し、補助金等返還命令書（第7号様式）により期限を定めて、その返還を命ずるものとします。

11 補助を受けた設備等の維持管理

補助事業者等は、補助事業等の完了の日の属する年度の翌年度から起算して、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して環境大臣が別に定める期間、補助対象設備等を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って、効率的な運用を図るようにしてください。

12 財産処分の制限

補助事業者等は、補助事業等の完了の日の属する年度の翌年度から起算して、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して環境大臣が別に定める期間が経過する前において、補助金の交付を受けた補助対象設備等を補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。）をすることができません。

なお、やむを得ず当該補助対象設備等を処分する必要があるときは、処分に係る承認申請、承認条件その他必要な事務手続について、「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」（平成20年5月15日付 環境会発第080515002号大臣官房会計課長通知。以下「財産処分承認基準」という。）の例によるものとします。

また、財産処分承認基準第4に定める財産処分納付金相当額について、市長による納付命令のなされた日から20日以内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて民法（明治29年法律第89号）第404条第1項の規定による法定利率により計算した延滞金を徴することになります。

財産処分納付金相当額は、補助対象経費に減価償却費を減じて得た額に、補助金交付額が補助対象経費に占める割合を乗じて得た額とします。

減価償却費は、補助対象経費に減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第8に規定する定額法

の償却率及び償却年数を乗じて得た額とします。

償却年数は、設置日から財産処分実施日までに経過した月数を12で除して算定（少数点以下3位を切り捨てる。）した数とします（この場合における月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。）。

1.3 収益納付

補助事業等で導入した設備により売電等で収益が発生した場合、補助金の返還（収益納付）が必要となる場合があります。非営利法人においては、原則、収益納付は不要ですが、営利法人（構成員への利益分配を目的とした法人）においては、事業完了後の5年間について、原則、以下の計算式で算出した結果、納付の要・不要を判断します。その他の収益が想定される場合は、別途判断することになります。

計算式：収益納付額＝（A－B）×（C／D）－E

A:収益額（補助事業に係る設備等における営業損益等の各年度の累計）

B:控除額（補助対象経費）

C:補助金確定額

D:補助事業等に係る支出額(補助事業等に要した経費と補助事業等終了後に追加的に要した経費の合計)

E:納付額（前年度までに収益納付を行っている場合の当該納付額）

※1 収益納付は、収益納付額の累計が補助金確定額を超えない範囲で行います。

1.4 書類の整備等

補助事業者等は、補助事業等に係る収支等を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収支等についての証拠書類を整理し、補助事業等の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管してください。

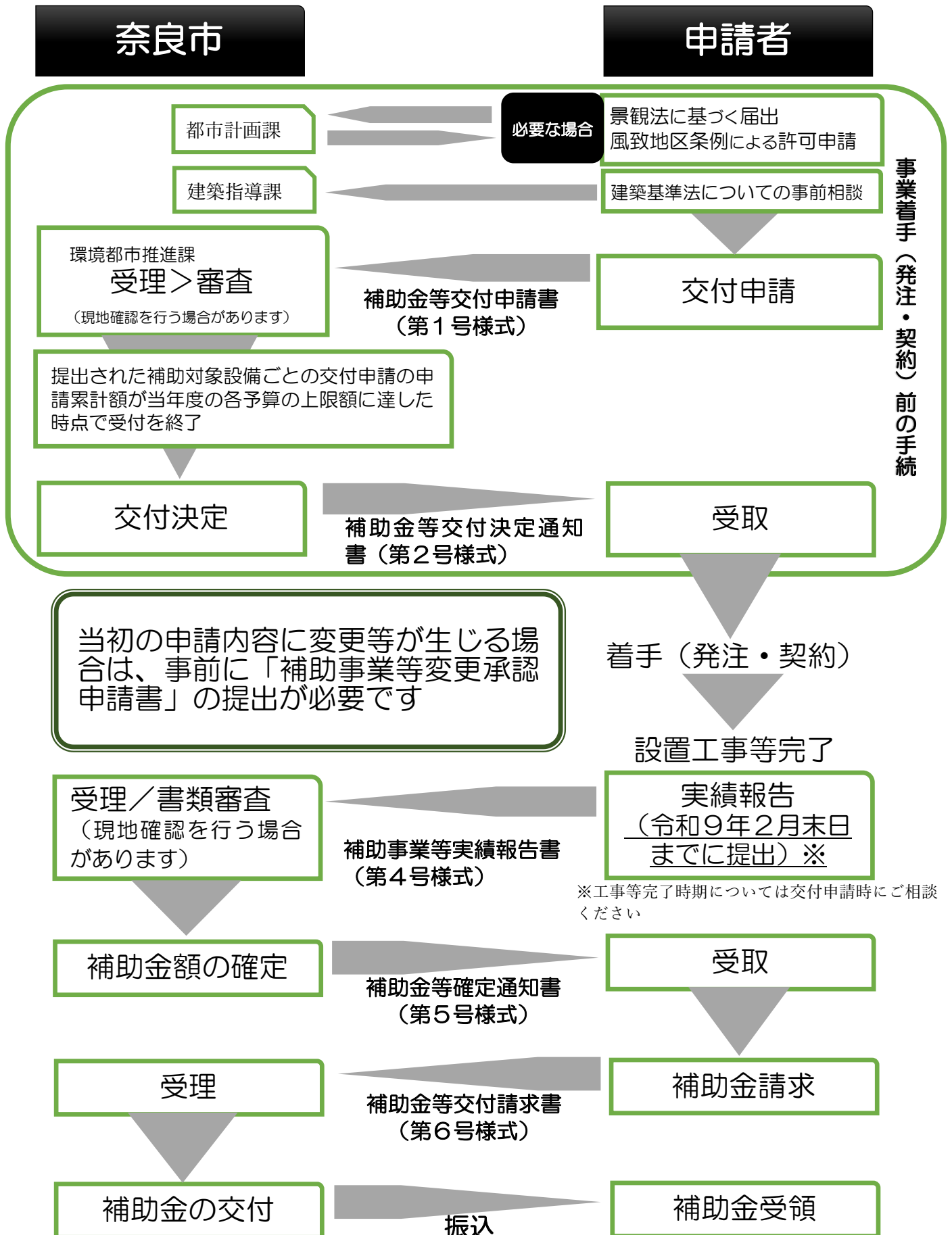
また、「1.2 財産処分の制限」に記載の減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める期間において、補助対象設備等に関する財産管理台帳を備え保存してください（当該補助対象設備等を処分した場合を除く）。

1.5 状況報告・検査等

市長は、必要があると認めるときは次に掲げる必要な事項について、報告を求め、検査し又は指示することがあります。なお、事業効果の検証や今後の施策への活用を目的として、個社を特定できない範囲において市のホームページ等で公開する場合があります。

- (1) 本補助金の交付を受けて設置した太陽光発電設備により発電された電気の自家消費率について
- (2) 補助事業等の遂行状況や経理状況
- (3) 補助対象設備等の設置写真等
- (4) 補助対象設備等導入に係るアンケート
- (5) その他市長が必要と認める事項

1 6 補助金交付手続きのフロー（交付決定後に事業着手する場合）



17 公募受付期間・提出方法について

ア 提出方法（補助事業等変更承認申請・実績報告等も同様の方法で提出してください）
書類は電子メール、持参又は郵送により提出してください。

【電子メールでの申請の場合】

申請専用アドレス zerohojo@city.nara.lg.jp に送信してください。

※その際、メールの件名は、「(申請者名) 事業所向け太陽光申請」としてください。

※添付資料のファイルサイズは15MB以内としてください。ファイルサイズが15MBを超える場合は、分割送信も可能としますが、送信件名を揃えた上で、末尾に「その1」、「その2」と入力してください。

【持参の場合】

奈良市役所北棟6階 環境都市推進課の窓口を持参してください。

受付時間：平日の午前9時から午後5時まで

※必ず前営業日までに、持参される日時を電話にてご連絡ください。

【郵送の場合】

住所：〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号

宛先：奈良市役所北棟6階 環境都市推進課

※封筒に「事業所向け太陽光補助申請」と記載してください。

イ 提出期限

令和8年12月25日（金）午後3時（必着）

※要件を満たす全ての書類が整った申請の先着順で申請総額が予算額に達した時点で受付を終了します。

※なお、先着順位の判定は、電子メールの場合は送信日時、郵送の場合は消印の日付の午後0時を、それぞれ提出日、提出時刻とみなして判断します。

ウ 費用の負担

申請に要する経費は、すべて申請者の負担とします。

問い合わせ・書類提出先

奈良市 環境都市推進部

環境都市推進課

ゼロカーボンシティ推進係

住所：〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号

電話：0742-34-5652

E-mail：zerohojo@city.nara.lg.jp